

平成27年 第6回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成27年 9月30日
午後 2時00開会
午後 3時00閉会
場 所 中頓別町役場会議室

1 当日の出席委員は次のとおりである。

〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、
〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇

以上 8名

2 当日の欠席委員は次のとおりである。

以上 名

3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 〇 〇 〇 〇

4 本会のための書記 農業委員会 主 任 〇 〇 〇 〇

5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)

6. 議 事

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 職員の任免に関する承認について

7. その他

(1) 今後の予定について

(2) その他

8. 閉 会

事務局長

ただいまから平成27年第6回中頓別町農業委員会総会を開催いたします。

まず始めに会長より挨拶をお願いします。

会長
議長

(挨拶終了)

これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規程に基づき、議事を進行いたします。

【欠席報告】

本日の欠席者はありません。

【定数報告】

本日の出席委員は8名中8名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規程によります過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

【議事録署名委員の指定】

議事録署名委員の指定を行います。

中頓別町農業委員会会議規則第15条の規程に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。

1番 ○○委員及び2番 ○○委員を指名いたします。

会務報告につきまして、事務局から報告させます。

◎ 会務報告

事務局長

(報告終了)

議長

それでは、議案の審議に移りたいと思います。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を事務局より説明いたさせます。

事務局長

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

別紙、「農地法第5条転用（スキー場：一時転用）調査書」をご参照願います。

農地法5条転用（スキー場：一時転用）調査書

1. 農地の一時転用の申し出

○転用申請者 字豊泉 ○○○さん

○ 一時転用先 ○○○○

○ 一時転用期間 毎年12月1日から翌年3月31日まで

○ 一時転用面積は記載のとおりであります。

2. 一時転用の許可についてであります。

今回の申請については、例年行っております冬期間の一時転用であり、農作業上に支障はないと考えるものであります。

本スキー場は、○○○○が指定管理を行っている町営のスキー場であり、一般町民の公共的なサービスに供することになるもので、継続して許可することで問題ないと思われ、昨年と同じ場所であることから、現地の確認は農地パトロールで行うものとするものであります。

続きまして、農地転用許可申請に係る審査表に基づき審査を行います。

1. 立地基準

(1) 農地区分の判断

農用地区域内農地

農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地に該当します。

(2) 上記により判断した理由

地籍図及び高級写真により確認。

(3) 申請地以外に代替地がないと判断した理由

既存のスキー場に幼児向けの初心者コースを増設できないかとの要望を受けて、東側斜面の緩傾斜地の農地を冬期間のみ一時転用し活用する。

2. 一般基準

(1) 事業実施の確実性

資力及び信用があると認められる・・・可

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意等を得ている（賃借権、抵当権、仮登記権など）・・・可

申請に係る用途に遅滞なく供する見込みがある・・・可

行政庁との免許、許可、認可等の処分の見込みがある・・・可

法令（条例を含む）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況・・・可

申請地と一体的に事業に供する土地（非農地）の利用の見込みがある・・・可

申請面積が事業の目的からみて適正であると認められる・・・可

転用目的が土地の造成のみでない・・・可

(2) 被害防除措置の妥当性

土砂の流出又は崩壊等災害の発生させるおそれがない・・・可
農業用排水施設の有する機能に支障及ぼさない・・・可
集団的に存在する農地を蚕食又は分断するおそれがない・・・可
周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすおそれがない・・・可

農道、ため池その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない・・・可

(3) 一時転用

事業終了後に確実に農地の復元がされること・・・可
設定する権利が賃借権または使用貸借権であること・・・可

(4) 市町村農業振興地域整備計画の変更手続き

農業振興地域整備計画の変更にあつては該当する案件ではありません。

3. 添付書類

(1) 必須の添付資料

土地の登記事項証明書
位置図及び付近の状況を表示する図面

(2) その他の添付書類

事業計画書
転用面積の算定根拠
写真 現況写真、航空写真

4. 例外許可自由の該当状況

該当なし

5. 総合判断

転用可否の判断

本スキー場は〇〇〇〇が指定管理を行っている町営のスキー場であり、一般町民の公益的なサービスに供することにもなるので、継続して許可する事で問題ないと思われる。

許可が相当と認められる場合に付すべき条件

使用条件は12月1日～翌3月31日までの冬期間とする。
なお地形等の改変を伴わないものとする

以上説明といたします。

議長

事務局より説明が終わりました。このことについて質疑はございませんか。

〇〇委員
事務局長
議長
各委員
議長

土地の使用料はいくらなのか
使用貸借ということで無償です。
他に質疑がありますか。

(なしの声)

質疑なしと認め、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を承認することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は承認することに決しました。

続きまして、議案第2号「中頓別町農業委員会事務局設置規定第2条第1項の規定による職員の任免に関する承認について」を議題といたしますので、事務局より説明いたさせます。

事務局長

それでは説明申し上げます。議案第2号、職員の任免に関する承認について、中頓別町農業委員会事務局設置規定第2条第1項の規定による職員の任免について、下記のとおり農業委員会の承認を求めます。

現、事務局長 ○○○○、平成27年9月30日付け町長部局に出向。

新、事務局長 ○○ ○、平成27年10月1日付け任命。

以上でございます。

議長

議案第2号「中頓別町農業委員会事務局設置規定第2条第1項の規定による職員の任免に関する承認について」事務局より説明が終わりました。このことについて、質疑ございませんか。

各委員

(なしの声)

議長

質疑なしと認め、議案第2号「中頓別町農業委員会事務局設置規定第2条第1項の規定による職員の任免に関する承認について」を承認することにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認め、議案第2号「中頓別町農業委員会事務局設置規定

第2条第1項の規定による職員の任免に関する承認について」は承認することに決しました。

以上をもちまして、全ての議事が終了しましたので、その他の案件に移らせて頂きます。その他について、事務局より説明させます。

事務局長

それでは、その他の事項について報告申し上げます。
まず本年度の農地パトロールの日程についてお諮りいたします。
(日程の確認及び委員の配置について協議)

議長

長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。以上をもちまして、平成27年第6回農業委員会総会を終了いたします。

(閉会 午後 3時00分)

この会議録は主任が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員 1 番 (印)

署名委員 2 番 (印)